

## 東大和市 令和8年5月以降の入園申請等に係るよくある質問と回答

※当資料は、東大和市民（市民となる予定含む）が令和8年度に東大和市内の保育施設に入園を希望する場合の手続き等について記載したものです。また、入園案内にも同様の各種案内やその他案内、注意事項等を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

| No. | 区分   | 質問                                      | 回答  |
|-----|------|---|---|
| 1   | 申請全般 | 令和8年5月入園以降の申請受付方法を教えてください。              | 申請受付方法は、窓口、電子の二種類となります。窓口に来庁する時間がない方や来庁が難しい方は、電子での申請を推奨しています。ただし、お子さんに障害やアレルギーがある場合については、必ず事前に保育課にご相談いただき、窓口での申請をお願いいたします。              |
| 2   | 申請全般 | 令和8年5月入園以降の申請受付期間を教えてください。              | 令和8年5月入園以降の申請受付期間は、概ね各月1日～10日になります。ただし、令和8年6月、令和9年2月入園の申請受付期間は例月と異なりますので、ご注意ください。詳細については、入園案内をご確認ください。                                  |
| 3   | 申請全般 | 電子申請のやり方を教えてください。                       | マイナポータルのぴったりサービスで電子申請をすることができます。ぴったりサービスで必要事項を入力し、必要書類等を鮮明に読みとれるPDFもしくは画像データで添付し申請してください。お手続きに関する詳しい情報は、入園案内等をご確認ください。                  |
| 4   | 申請全般 | 電子申請で必要なものを教えてください。                     | マイナンバーカード及びパスワードが必要です。  |
| 5   | 申請全般 | 電子申請で必要書類等のデータ添付について、ワードやエクセルのものは可能ですか。 | 必要書類等の添付については、エクセルやワードのファイルを添付するとデータが破損する場合があります。そのため鮮明なPDFもしくは画像データで添付をしてください。また鮮明なデータでない場合、必要な情報を得ることができず、選考の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。 |
| 6   | 申請全般 | 電子申請でその他注意点はありますか。                      | 電子申請で不備があった場合、市からご連絡し、不備訂正の手続き依頼等を行います。ただし、電子申請後の申込内容変更や不足・追加書類の提出は、ぴったりサービスで行うことはできません。そのため、窓口での提出となりますので、ご了承ください。                     |
| 7   | 申請全般 | 保育施設の見学は必要ですか。                          | 申請をするうえで、希望保育施設見学は非常に大切です。施設、子どもたち、職員の様子などを実際に見て、ご家庭やお子さんに合っているか等を事前に把握することが必要です。保育施設に対し、ご自身で連絡をして、日程等を相談してから見学を行ってください。                |
| 8   | 申請全般 | 必要な申請書類一式は、窓口での配布ですか。                   | 入園案内、申請に必要な書類の様式等は、保育課の窓口で配布しているほか、東大和市内各保育施設や子ども家庭支援センター、児童館等でも配布しています。また市の公式ホームページにも掲載しています。  |

|    |      |  |   |
|----|------|--|---|
| 9  | 申請全般 | 申請の先着順で入園が決定しますか。                                  | 入園の選考は、先着順ではありません。申請時に提出された書類等をもとに、各世帯を指数化し、指数の高い世帯から順に選考を行い利用の可否を決定します。  |
| 10 | 申請全般 | 指数は何を基準にしていますか。                                    | 申請時に提出された書類等をもとに、市で定められた基準表に則り指数をつけます。5月申請の場合、提出書類を5月1日時点の各世帯の状況として指数化します。  |
| 11 | 申請全般 | どのくらいの指数があれば希望保育施設に入園できますか。                        | 選考は、指数のほかに申請者数、各申請者の希望保育施設、保育施設の受入状況などが大きく影響します。そのため一概に、何点あれば希望保育施設に入園できると回答することはできません。参考として、入園案内に令和7年4月入園の最低指数一覧を掲載していますので、ご確認ください。  |
| 12 | 申請全般 | 保育施設の空き状況等は、わかりますか。                                | 申請受付期間中に保育課前のホワイトボード及び市のホームページに各保育施設の空き状況を掲載します。空き状況は、申請受付期間初日時点での予定人数になります。各保育施設の保育体制、退園者等により人数が変更となる場合がありますので、あくまで参考程度としてご活用ください。   |
| 13 | 申請全般 | 空きがない保育施設でも希望することはできますか。                           | 可能です。空きがないと表示されている施設であっても、退園等の理由により、空きが生じる可能性があります。通える範囲内で、できる限り多くの保育施設を希望することを推奨しています。   |
| 14 | 申請全般 | 小規模保育施設や家庭的保育施設など1歳児または2歳児クラスで卒園となる場合、卒園後はどうなりますか。 | 小規模保育施設、家庭的保育施設を卒園する場合、卒園後は連携している保育施設に優先的に入園することが可能です(東大和市民のみ)。ただし、連携先の保育施設が複数ある場合は、卒園児の中で選考を行い入園先の決定を行います。   |
| 15 | 申請全般 | 申請書に不備がある場合の取り扱いはどうなりますか。                          | 原則不備がある状態で、申請を受理することはできません。電子での申請で不備がある場合、市から随時ご連絡し、訂正のご依頼を行います。ご連絡がつかない場合や訂正をいただけない場合等は選考の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。   |
| 16 | 申請全般 | 障害がある場合や集団保育をするうえで配慮が必要な場合、申請できますか。                | 可能です。ただし、受入については各保育施設によって異なり、保育士・看護師の配置等により受入できない場合があります。また、入園後お子さんをお預かりする時間を短くしていただくなど、お子さんを安全に保育するための様々なご協力等が必要になる場合があります。申請前にお子さんと一緒に希望するすべての保育施設の見学に行き、お子さんの障害の状態や、対応可能かどうか |

|    |      |                                       |   |
|----|------|---------------------------------------|---|
|    |      |                                       | の確認等を必ず行ってください。また保育課にも事前にご相談をいただくことをお願いしております。  |
| 17 | 申請全般 | 食物アレルギーがありますが、申請できますか。                | 対応状況は各保育施設によって異なりますので、必ず申請前に希望する保育施設の対応状況をご確認ください。各保育施設のアレルギー対応については、入園案内の各保育施設紹介ページにも記載があります。アレルギー症状が強いお子さんは、保育施設によっては受入できない場合がありますので、対応可能かどうか必ず保育施設へご確認ください。また、家庭的保育はアレルギー対応を行っていませんので、ご注意ください。   |
| 18 | 申請全般 | 出生予定の子の申請はできますか。                      | 出生前であっても入園可能生年月日を目安に申請することが可能です。出生予定日を確認するため、母子手帳の写しを提出してください。また、申請書のお子さんに関する記入項目は未記入で申請してください。出生後、申請書の未記入項目にお子さんの情報等を記入していただくほか、お子さんの健康状況等の聞き取りを行います。入園が内定したあとに、入園可能生年月日より1日でも後に出生した場合は内定取消となりますので、ご注意ください。  |
| 19 | 申請全般 | 転入予定がありますが、申請できますか。また、申請方法を教えてください。   | 転入予定がある方の場合、入園希望月の1日までに東大和市民になることを誓約及び証明いただく必要があります。「転入誓約書」、「売買契約書」または「賃貸契約書」等（転入先住所や予定日がわかるもの）で転入することが確認できる場合は東大和市民とみなし、申請することができます。また申請書類一式は、東大和市の様式のもの揃え、お住まいの自治体の担当窓口へ提出してください（一部の自治体では、東大和市に直接提出を案内される場合があります）。お住まいの自治体から東大和市に書類が郵送で送付されます。東大和市の申請受付期間内に届いた書類のみ有効となりますので、早めの準備をお願いします。 |
| 20 | 申請全般 | 転入予定はありませんが、申請できますか。また、手続き方法を教えてください。 | 転入予定がない方の場合、下記の取り扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園、小規模保育施設、家庭的保育：0～3歳児クラス申請不可</li> <li>・認可保育園：4～5歳児クラス申請可能（※東大和市内で就労している方のみ）</li> <li>・認定こども園：0～5歳児クラス申請可能</li> </ul> 受付窓口はお住まいの自治体になります。また必要書類についても、お住まいの自治体が定める様式のものにな   |

|    |      |  |   |
|----|------|--|---|
|    |      |  | ります。なお、選考では、東大和市民の方を優先的に取り扱います。   |
| 21 | 申請全般 | きょうだい二人以上の同時申請を考えていますが、書類はそれぞれの人数分必要ですか。またその他、注意事項等がありますか。 | 二人以上のお子さんの同時申請は、人数分の書類が必要となりますが、コピーで構いません。ただし、申請書及び同意書はコピーでなく、人数分記入してください。また、申請書内の「きょうだいで同時に申請をする場合の入所条件」という項目を必ず確認し、条件を指定して申請してください。上記条件について、事前に保育課にご相談いただくことを推奨しています。 |
| 22 | 申請全般 | 申請後に希望保育施設の追加(削除)や変更を行いたいですが可能ですか。                         | 可能です。申請受付期間内に変更届を提出してください。申請受付期間外に変更届の提出があった場合、変更内容の適用は、次の選考から反映となりますので、ご注意ください。  |
| 23 | 申請全般 | 申請後に家庭状況等が変わり、申請した内容と実態が変わりました。何か手続きは必要ですか。                | 家庭状況や申請内容に変更が生じたら、すみやかに保育課へご連絡ください。変更内容に応じて、各種ご案内をいたします。また、申請時の就労先を退職したなど、変更の内容によっては申請取消、内定取消となることがありますので、ご注意ください。  |
| 24 | 申請全般 | 4月一次、二次申請が保留(利用不可)で5月以降も申請を希望する場合、再度申請が必要ですか。              | 4月一次、二次申請が保留(利用不可)となった場合、5月から該当年度の3月まで自動で申請が継続します。申請の必要なくなった場合には、すみやかに申請取下的手続きをしてください。  |
| 25 | 申請全般 | 申請時に提出した書類は返却してもらえますか。                                     | 返却はできません。必要に応じて、申請前にご自身でコピーをとるなどしてください。   |
| 26 | 就労   | 会社に就労していますが、提出書類は何が必要ですか。                                  | 東大和市が定めている様式の就労証明書(全国統一様式)の提出が必要です。必ず就労先事業者が作成するようにし、申請前に不備がないことを確認してください。ご自身等による無断での作成や改変を行うことはできません。また、内容に虚偽があるもの等については、認定や入園の取り消しとなります。                              |
| 27 | 就労   | 自営業や業務委託等で就労していますが、就労証明書の作成はどのようにすればよいですか。                 | 自営業や業務委託等で就労している場合、就労証明書はご自身で作成してください。加えて、開業届、登記簿謄本、最新の確定申告書、業務委託されていることがわかる書類等により、就労実態の確認が行える証明書類を併せて提出してください。   |
| 28 | 就労   | 複数箇所ですら就労(ダブルワーク等)していますが、必要な手続きはありますか。                     | 就労先すべての就労証明書を提出してください。また、各就労先の就労日や就労時間など、実態を詳細に把握する必要があるため、勤務スケジュール表の提出もお願いします。   |

|    |      |   |  |
|----|------|---|--|
| 29 | 就労   | 就労証明書に不備がありました<br>が、どのように修正すればよい<br>ですか。  | 会社に就労している場合、ご自身で加筆修正は行わない<br>でください。必ず就労先に修正の依頼を行い、修正して<br>ください。また、修正液や修正テープでの修正は認めら<br>れません。   |
| 30 | 就労   | 就労証明書等の提出が間に合い<br>ません。どのようにしたらよい<br>ですか。  | 労働、その他の保育要件に関して、原則書類不備(不足)<br>で申請を受理することはできません。早めのご準備をお<br>願いたします。会社都合等により、提出が見込めない<br>場合等は保育課までご相談ください。                                 |
| 31 | 就労   | 5月入園を希望しているが、4月<br>末で現在の仕事を辞め(転職等)、<br>5月から新しい就労先で就労予<br>定です。どのように申請したらよ<br>いですか。 | 新しい就労先が決まっている場合、新しい就労先の就労<br>証明書の提出が必要になります。<br>申請時に未定の場合は、必ず保育課までご相談ください。   |
| 32 | 就労   | 内定後、就労先や就労時間等が変<br>更になりました(予定含む)が、ど<br>うなりますか。                                    | 申請時に提出された書類をもとに指数をつけ、選考を行<br>います。入園内定後に、申請時の状況と異なる場合は、内<br>定取消となる場合があります。申請内容の状況が変更に<br>なる場合、変更になる予定の場合は、すみやかに保育課<br>へご連絡ください。           |
| 33 | 育児休業 | 育児休業中で申請することは可<br>能ですか。   | 育児休業取得中の場合でも、就労として申請することが<br>できます。ただし、入園が決定した場合、入園決定月の翌<br>月1日までに申請時同様の就労内容で就労先に復職し、<br>復職後、市に復職証明書を提出する必要があります。<br>例 5月入園の場合、6月1日までに復職。 |
| 34 | 育児休業 | 復職時に就労内容が変更になり<br>ますが、問題ありませんか。   | 申請時に提出された書類をもとに指数をつけるため、申<br>請時同様の就労内容で復職する必要があります。特に就<br>労時間や日数が減少するなどの場合は、入園取消、退園<br>となりますのでご注意ください。ただし、育児のための<br>短時間勤務制度の利用は問題ありません。  |
| 35 | 疾病   | 疾病で申請する場合、診断書に<br>は、どのような記載内容が必要<br>ですか。  | 診断書には、以下の記載が最低限必要になります。<br>①診断名<br>②療養(治療)期間<br>③家庭での保育が困難な理由  |
| 36 | 介護   | 介護で申請する場合の必要書類<br>を教えてください。   | 介護状況申告書、医師の診断書をご提出ください。また<br>被介護者の状況をより詳細に確認するため、必要に応じ<br>てその他証明書類等をご提出いただく場合があります。<br>事前にご相談をお願いします。                                    |
| 37 | 求職   | 求職で申請する場合の必要書類<br>を教えてください。   | 求職活動申告書をご提出ください。また、求職要件で内<br>定した場合、保育の利用時間は短時間となり、認定期間<br>は5月末までとなります。6月以降も保育施設を継続す  |

|    |      |                            |   |
|----|------|----------------------------|---|
|    |      |                            | る場合は、別の要件への変更が必要になります。  |
| 38 | ひとり親 | ひとり親の場合の必要書類等を教えてください。     | 申請書類一式に加え、ひとり親としての証明が必要になります。戸籍(全部事項証明)または離婚の受理証明の提出をお願いします。<br>離婚調停中の場合、離婚調停中であることがわかる証明書類及びひとり親であることの申立書の提出により、申請することが可能です。ただし、法的なひとり親としては認められないため、選考におけるひとり親加点や入園後の保育料の減額世帯には該当しませんので、ご注意ください。 |
| 39 | 結果   | 結果通知はいつごろ届きますか。また、毎月届きますか。 | 結果の通知発送予定時期は、概ね毎月16日前後です。郵便事情により、お手元に通知が届くのに少しお時間がかかることが予想されますので、ご了承ください。また、最初に申請を希望した月または希望保育施設の変更・追加した月のみ送付します。それ以降の月については、入園が決定した時に送付します。  |
| 40 | 相談   | 入園のための相談を行いたいです。           | お気軽に窓口またはお電話等でお問合せください。申請期間中は混雑が予想されますので、申請期間前の早めのご相談を推奨しています。<br>また保育コンシェルジュという相談員もおりますので、お気軽にお問合せください。お子さんの預け先や様々な保育サービスなどの情報を丁寧にご案内します。保育コンシェルジュは不在にすることもありますので、来庁相談は事前にお電話等でのご予約をお勧めします。      |